

委員からのコメント

平成16年10月12日

「土壌残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改定について」
に対する意見

(社)日本経済団体連合会
環境安全委員会
環境リスク対策部会長
河内 哲

1. 農薬の海域における希釈倍率について

河川中の農薬が海域に流入した場合の希釈倍率を「1/5」としている。しかしながら、その根拠となるデータは、東京湾・瀬戸内海等の閉鎖性の高い場所で、かつ、分析地点も河口付近であり、全国一律の値とするには疑問を感じる。したがって、妥当性のある希釈倍率とすることを今後の課題とすべきである。

2. 生物濃縮性について

農薬の河川濃度は、季節により大きく変動する。したがって、農薬の生物濃縮性については、その環境動態を反映した評価法の導入を今後の課題とすべきである。

3. 既登録農薬への水質汚濁に係る農薬登録保留基準の適用について

既登録農薬については、河川や魚体中の実際の濃度をモニタリングすることが可能である。したがって、既登録農薬の規制にあっては環境予測濃度だけからの規制でなく、その実環境データ(河川・魚体中実測濃度)も考慮して規制すべきと考える。

以上